

# 東日本連携推進会議 まるまるひがしにほんの店 公募要項

## 1. まるまるひがしにほんの店とは？

市内の事業者の皆様を「まるまるひがしにほんの店」として登録し、応援する制度です。

「まるまるひがしにほん（東日本連携センター）」は、「東日本の玄関口」であるさいたま市のメリットを活かし、東日本の「ヒト・モノ・情報」の交流・発信を促進し、さいたま市を含めた東日本の地域経済を活性化することで、東日本地域の地方創生を成し遂げることを目的として開設されました。

開設以来、シティプロモーションの場として、さいたま市や東日本の魅力を広く発信するとともに、ビジネスマッチングの場として、東日本各地の事業者と市内事業者の取引の拡大を支援しています。

まるまるひがしにほんは、「まるまるひがしにほんの店」の登録店舗に対して、まるまるひがしにほんで取り扱う東日本地域の特産品や実施する商談会等の情報を提供するとともに、登録店舗のPRを広く行うことで、市内飲食店等を応援します。

## 2. 登録店舗への支援内容

- (1) 登録店舗に対して、まるまるひがしにほんで取り扱う東日本地域の特産品や実施する商談会等の情報を随時お知らせします。
- (2) まるまるひがしにほんのホームページ及びまるまるひがしにほんに設置されている大型デジタルサイネージで登録店舗のPRを行います。
- (3) その他、様々な方法で登録店舗に対する情報提供や取引支援、登録店舗のPRを行います。

## 3. 登録資格

市内事業者で次に掲げる要件のいずれかに該当するお店。

- (1) すでに東日本の特産品を取り扱っているお店。
- (2) 現在、東日本の特産品を扱っていないが、今後取り扱いを検討するお店。

※次のいずれかに該当する場合は、申請できません。また、登録後に、いずれかに該当すると判明した場合は登録を取り消すことがあります。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にあ

- る団体等
- ③ その代表者等(法人にあつてはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である団体等
  - ④ 法令及び公序良俗に反するまたは反する恐れのある団体等
  - ⑤ 風俗営業及び風俗営業類似の業種

## 4. 申請方法

- (1) まるまるひがしにほんの店公式ホームページ (<https://marumaru-higashinihon.jp/shop>) の「まるまるひがしにほんの店」申請フォームよりお申し込みください。
- (2) または、申請書(別紙1)にご記入の上、メール、FAX、郵送または持参によりご提出ください。

## 5. 申請から登録までの流れ

- (1) 現地訪問とヒアリング  
申請書を受領後、担当者が現地を訪問し、店舗の立地、営業状況、特産品の取り扱い状況(別紙2)等についてヒアリングを行います。
- (2) 登録・情報提供・登録店舗のPR  
登録が完了次第、まるまるひがしにほんで取り扱う特産品や実施する商談会等の情報提供を開始します(情報提供の方法はメール又はFAXです)。  
また、まるまるひがしにほんのホームページ及びまるまるひがしにほんに設置されている大型デジタルサイネージで登録店舗のPRを開始します。
- (3) ステッカー、ミニのぼりの配布  
登録店舗の目印としてステッカーとミニのぼり(別紙3)を配布します。

## 6. お問い合わせ先及び申請先

まるまるひがしにほん(東日本連携センター)  
〒330-0846 さいたま市大宮区大門町1-6-1  
TEL: 048-856-9111  
FAX: 048-856-9108  
E-mail: [info@marumaru-higashinihon.jp](mailto:info@marumaru-higashinihon.jp)  
公式HP: <https://marumaru-higashinihon.jp/>